



農業試験場	蚕業試験場	工業試験場	林業試験場	水産試験場	種畜場
場	場	場	場	場	場
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任

農業試験場	蚕業試験場	工業試験場	林業試験場	水産試験場	種畜場	衛生研究所
場	場	場	場	場	場	場
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任
係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任

獎徳学校	皆成学園	積善学園	保育専門学院
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任
校長	主任	主任	主任

告示

鳥取県告示第四百二十八号  
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）  
 第三十五条の四の規定により、昭和三十三年九月十六日  
 次の者に対して米飯提供業者の登録をした。  
 昭和三十三年九月十六日  
 鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 氏名 屋号又は名称 住所  
 七二〇 吉原 登 若葉食堂 米子市尾高町 住所に  
 七二二 榎本とみ子 〃 加茂町 〃 〃

鳥取県告示第四百二十九号  
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）  
 第三十五条の二の第二項の規定に基き、次のとおり米穀  
 小売販売業者甲の営業所所在地の変更を承認した。  
 昭和三十三年九月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂  
 区 分 承認 前 承認 後  
 登録番号 第二五八号 第二五八号  
 代表者名 姫田 栄治 姫田 栄治  
 名称 青谷米穀企業組合 青谷米穀小売企業組合  
 前町営業所 前町営業所  
 所在地 気高郡青谷町青谷 三、五七五 気高郡青谷町青谷 三、五七九

事業区域 青谷町第一 青谷町第一  
 鳥取県告示第四百三十号  
 督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月  
 鳥取県規則第三百三号）第十三条の規定による県税外収入  
 金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付し  
 た。

昭和三十三年九月十六日  
 鳥取県知事 遠藤 茂  
 職名 氏名 番号 交付年月日  
 事務吏員 薄墨 長寿 一九四 昭和三十三年九月十日

鳥取県告示第四百三十一号  
 督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月  
 鳥取県規則第三百三号）第十三条の規定による県税外収入  
 金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交  
 付した  
 昭和三十三年九月十六日

公 告

鳥取県知事 遠 藤 茂  
職 名 氏 名 番号 交付年月日  
事務吏員 薄墨 長寿 一九四 昭和三十三年九月十日

甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験を次のとおり行う。

昭和三十三年九月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 種類及び試験科目

種 類 甲、乙種火薬類取扱主任者

試験科目 火薬類取締法令

一般火薬学

口答試験

種 類 丙種火薬類作業主任者

試験科目 火薬類取締法令

信号焰管、信号火せん、又は煙火製造工場、保安管理技術

一般教養科目  
口答試験

二 試験の日時及び場所

1 日 時 昭和三十三年十月十二日(日曜日)

午前九時から午後五時まで

2 場 所 鳥取市西町 鳥取図書館講堂

三 受験手続

次の書類を鳥取県經濟部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十七様式による。

2 履 歴 書 同規則別表第十八様式による。

3 写 真 手札型で願い出前六ヶ月以内に撮影した上半身正面を撮影したもの、裏面に撮影年月日、氏名、年令、及び受験しようとする試験の種類を記載すること。

4 戸籍抄本

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け、

消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十三年九月二十日

六 受 験 票

願書を受け付けた者に受験票を交付する。